平成２１年（フ）第２１４号
福岡県飯塚市有井335―10　ＳＫＹ真和116号室、住民票上の住所福岡県宮若市宮田4877番地４
債務者　大坪　美香（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４７９号
北九州市小倉北区熊本３丁目４番26―502号
債務者　河野　貴子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６２号
福岡県田川郡福智町赤池859番地
債務者　髙林真紀子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６８号
福岡県田川郡添田町大字庄966番地の１
債務者　竹村　美穂
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６９号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　樋ノ浦　晃
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３号
宮崎県北諸県郡三股町稗田20番地７　メゾンド稗田Ｂ101
債務者　久保田教義
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２３０号
長野県小県郡長和町古町986番地２
債務者　山口　和久
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２３１号
長野県小県郡長和町古町986番地２
債務者　山口久美子（旧姓猪熊）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５４号
長野県上田市住吉610番地13　メゾン21住吉Ａ―407号、前住所長野県上田市蒼久保98番地１　サニーハイツＢ102号
債務者　町田　　亨
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５５号
長野県上田市御所172番地１　ベラカーサ御所207号
債務者　林　　愛（旧姓福本）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５９号
長野県上田市上田3208　メゾン21大星305号　南澤哲哉方、住民票上の住所長野県上田市中央５丁目９番29号　見誓寮
債務者　布川ゆり子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第９３号
神戸市西区丸塚１丁目28番６―102号
債務者　岡安　洋一
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
兵庫県明石市大久保町大窪431
債務者　髙橋　昌己
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１―２―37棟204、旧住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目１―10
債務者　加藤　和秀
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５００号
神戸市西区押部谷町木見350
債務者　向井富士美
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
山口県下関市綾羅木新町３丁目９番３号
債務者　西谷　功一
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
山口県下関市綾羅木新町３丁目９番３号
債務者　西谷多香子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係